大規模土砂災害危機管理検討委員会 第2回委員会議事要旨

日 時:平成18年11月1日(水)15:00~17:00

場 所:全共連ビル1階「NO.1会議室」

出席者:別紙のとおり議事:以下のとおり

1. 開会

事務局より開会の宣言が行われた。

2 . 議事

(1)実例と課題等について、論点整理について

- 事務局西山保全調整官より、実例と課題等、論点整理に関する資料の説明が行われた。
- ・ 土木研究所土砂管理研究グループ藤澤上席研究員より、長岡市妙見行方不明者救出の状況 等について説明が行われた。
- ・ 国土総合技術研究所危機監理技術研究センター綱木センター長より深層崩壊、天然ダム箇 所の抽出、監視、被害予測技術に関する説明が行われた。

各委員から以下の意見等を頂いた。

- 【意見】市町村合併が進んだことによって、激甚な災害の激甚指定が受けられない事実が各地で発生している。国が積極的に関与できるところを整理しておかないと、これから被災地に 国がどんと出て行ける、お金をつけられるというところが少し薄くなるのではないか。
- 【意見】災害復旧的な一回起こった後の処理をするというのと、結果的かもしれないが時間的に 進行中である現象と対応がずいぶん違ってくるのではないか。災害復旧だと、結局人さえ たくさん行けば何とかなる。

情報が非常に大事。国が出ていって指揮指導するにしても、お金と人だけではなく情報があるから動ける。

都市のほうから問題が出てくるため、道路や川の水位上昇に目が集中する。どんどん山のほうは忘れられて、通信も切れる、気づいたら・・・ということになる。その辺を国は情報を持っていて、その情報だけを与えてもすごいプラスだと思う。さらに出張るのだが、情報も何もなく飛び込んでも、指揮指導するネタがないのでないか。技術的な話になるが、切り口を考えながら何をやるべきかという具合にしないと、出張ったはいいけど情報が同じということではまずい。

- 【質問】芋川天然ダム水位が上昇中にもかかわらず、竜光地区は避難が一時解除されているが、 どのような根拠で解除したのか。
- (事務局回答) 土石流センサーを設置して、訓練などしたのち、町長の判断で解除した。まだ水 位上昇の余地があったので、一旦避難を解除した。
- 【意見】復旧段階になれば、中越地震の場合もそうだが、可成り時間を掛けても構わない。本当 に大変なのは進行段階の災害をどう管理するかということだ。これまで説明のあった事例 はいずれも進行段階をどのように行政がマネージするかという話だと思う。

考えてみれば、砂防法は内務大臣が都道府県知事を指揮監督していた時代に構成された法律体系だから、まず国の意思というのが強く表に出て、都道府県は手足になる。それに対して、戦後出来た法律は地方自治を旨とするというところから、市町村長というより都道府県に期待をして、国民保護法もそうだが、都道府県にやらせてみて、足らないところを国がカバーするという体系になっている。

進行段階では、これではうまく行かないことを痛感したのが、蒲原沢の災害である。警察、自衛隊、消防などを含むさまざまの機関の調整は、亀井静香建設大臣が現場で見事な 指揮を執った結果可能になったが、私はこのようなことが、専門家のサポートを受けなが ら、制度として仕組まれることが必要だと考える。

進行段階の大規模災害をどう管理するかということについては、戦前に出来た法律である砂防法に見るように当然であった国の関与のようなものをきちんと位置づけるという発想が必要なのではないかと考える。

【質問】芋川天然ダム対応で、災対法はどのように機能したのか。

(事務局回答)災対法の非常本部、政府の現地本部も置かれた。ただし、芋川天然ダムの対応についての役割分担は、11月2日に県知事が国土交通省に対して対処を要請し、11月5日から湯沢砂防事務所が実際の対処を担当した。

【質問】砂防指定地外であっても、復旧については特に問題はないのか。

(事務局回答)災害の対応によって問題がないわけではない。今年の梅雨前線豪雨で発生した土石流のうち、砂防指定地が指定されていたのは33%くらい。危機管理や応急対策というのは、砂防指定地内外に係わらず必要であると考えるが、ここでは問題を単純にするめに、砂防指定地外で発生した場合について問題提起した。

【質問】中越での11月5日からの直轄対応スタートは、どういう法に則って行なったものか。 (事務局回答)砂防指定地を指定するという見込みで行なった事例。今は指定している。流域の 一部が砂防法の6条区域であったため、みなし指定という特例措置というかたちで財務省 に話、直轄の災害関連緊急事業等で対応した。

【質問】災害対応の後に追いかけて指定した例はあるのか。

(事務局回答)前出したとおり砂防指定地外でも土石流が発生している。こういった箇所での 土のう積みといった対応は、指定しないまましている。砂防堰堤等を設置する場合に、砂 防指定地をかけて災害関連緊急事業等で対応しているのが実態である。

(2)委員提案

委員より、提案資料の説明が行われた。

- ・ 砂防指定地として指定する見込みで対策を進める話が法律的に正当化されるものとしてある のかという問題があって、ちょっと怪しい形であっても、それを追認するようなものができ ればいいのではないか。要するに、土砂災害における危機管理体制というものをどうやって つくったらいいのかという話。
- ・ 問題意識は、ある一定の状況下において土砂災害の発生が合理的に予測されるような事前の 段階あるいはまさにその可能性があるのかどうかということを調べる段階に、手をこまねい ているのではなくて、専門的な人的資源を持っている国でも地方公共団体でも研究機関でも いいが、そういう人たちが別途どこかにいる場合には、そういう人たちが緊急の措置として 何かしら果たすべき役割があるのではないのかということで、この点については正面から認 める規定がない。
- もう1つの問題は、特定の自然災害ということに特化して考えると、土砂災害なら土砂災害の専門家というものが恒常的にいるような都道府県とか市町村というのはあまりないというふうに考えられる。そうだとすると、現状では本省とか研究機関とか、活用する道を考えるべき。
- ・ 土砂法は、もともとは土砂災害から人命をどうやって守るのかということが問題意識としてあり、その問題意識からすると、土砂法の掲げている目的との関連で3点ほど不備がある。1つは、そこに人が住んでいるので、レッドゾーンにおける警戒避難体制が並行的に必要ということ。2点目は、レッドゾーンやイエローゾーンが指定され、実際に対策されるまでに時間がかかる。そうすると、指定されていないが人が現に住んでいるときに、土砂災害のおそれがあるときに緊急時対応が必要だというのは当然だが、これに対応する規定がない。3点目は、7条は一応警戒避難体制ということで書いてあるが、災対法に絶対に触れないようにということで非常に抑制的に作ってあり、土砂災害の特質に照らしたある種の情報施策みたいなことを要求しているが、これでは足りない。
- ・ 災害対策基本法は、小さい災害、基本的にかわいらしい災害というのを念頭に置いていて、 市町村で対応できるようなものというのが基本的なモチーフだが、土砂災害的なものや最近

- の豪雨とか市町村の手に余るような災害があるので、そういうものについては災対法のスキームを変えないといけないという問題意識を持っている。
- ・ 研究者としては、国民保護法制の自然災害バージョンが必要ではないかという一般的な問題 意識がある。
- ・ 土砂災害の特質に応じた危機管理体制をどういうふうに整備するのかということで、国に何かしら関与を認める。専門的知見の供与や人的なサポートを可能にする関与の規定をぜひとも設ける必要があるのではないかということで、都道府県と国の緊急措置を明示して、それによって住民の安全対策を強化することができるような法的整備ができないだろうかと考えている。
- ・ 土砂法 28 条は、緊急時に国土交通大臣が指示できるという条文だが、あまりきちんと使うということを念頭において作られた条文ではないような印象を持った。緊急時の指示となっているわりには全然緊急時の話ではなく、時間的余裕のある緊急時という感じであり、危機管理のことを含んでいないと伺っている。
- ・ 仮に土砂法 28 条を使って、これを改正するという形で 2 項、3 項、4 項を書いてみた。2 項は、 国がちゃんと関与できるという規定が必要なので、緊急調査ができるようにするもの。3 項は、 応急措置を何かしら指示できるように、国土交通大臣が知事に対して応急措置の実施を指示 することができるという条文。4 項は、2 項と 3 項に伴って、その場合の指示は両方とも従う 義務があるという前提だが、その場合に並行して、技術的な指導及び助言が出来るようにす ることが考えられないだろうかということ。
- ・ 本当はちゃんとした法律が一本、自然災害用の国民保護法制ができるといいと思っているが、 土砂法の改正だったら 1 章を設けるのでもいい。なるべく簡単な形で改正をするということ だと、ぎりぎり理屈が立つのが 28 条を使うということで、これが最終案というわけではない。
- ・ 感染症法三(2)は、未知の感染症というのは病原菌そのものがまだわからないという段階で感染症らしきものが生じたというときにどう対応するかというと、初期の段階では知事が基本的にやるということになっているが、知事としてもどうしようもないわけで、知事が厚生労働大臣の助言指導を仰ぎながら個別の措置をとっていくという仕組みを作っている。そういうなかで、症例が一定程度蓄積すると順次指定感染症にするといった段階をとる形で仕組みが作られている。
- ・ 感染症法でもう一つ重要なポイントとして、厚生労働大臣の技術的な指導助言を受けて知事が行動をするが、感染症法の解説を見ると、まさに知事等がわからないから一人で頑張って やれといわれても困惑するであろうということで、こういう技術的な指導及び助言というも のが設けられた。まさに状況としては似ているので、参考になるのではないか。
- ・ 今治安の話で、生活安全条例は創世期にある。それを市町村がつくるのか都道府県がつくるのかという問題があって、やはり同じような役割分担の問題が出てくる。そこで役割分担の話だが、分権の話というのが一段落して、ゆり戻しの現象が出ている。いろいろ出来ない人にやらせると、国民が犠牲になるので一番難しい。そういう観点で成熟した分権ということが重要。そのうち一つの例は、都計法はまさにそれが前面に出て、権限が市町村から都道府県にむしろ逆に戻ったというものもあったし、まさに立法運営としてそういうのがあるので、そういうことを含めて原始的な市町村主義から脱却したほうがよいのではないか。
- ・安全安心をだれが担当するのかということで、我が国の危機管理的な法制は結局、非常にクラシカルな災対法と、本当にこんなことがあるのかというような国民保護法と、この 2 つしかない。要するにこの間のエッセンスをそれぞれとって、生活安全に続いて適切な条例をつくるということ。県でもいいし、市町村でも、どっちがやりますかという話になる。それから国はどう関与するかということを住民の避難というような話も含めて書いてあるので、参考になるのではないか。これと同じ作業を土砂災害について法律レベルでやるということが必要でないか。
- 【意見】どんどん地方分権していき、保健だけでなく福祉衛生のほうまで入れて、福祉センターも一緒にしてしまったところもある。そこへ急に SARS やバイオテロが入ってきて、1 町 1 村や府県では対応できない。あっという間に国際的な広がりを見せ、初期の対応で止めるべき事態のときには、全部中央集権にしないといけない。戦後、半世紀にわたって地方分権へ向かっていったベクトルが、逆に今中央集権になっている。その2つのベクトルがバッティングしているところが都道府県。だから、都道府県はどうやっていいのかという

ところが出てくる。

ある部分は非常に地方に権限が委譲されている。それはそれでいいが、今のように世の中変わってきているのにほとんど変わっていない法律やシステムがある。これだけ交通も激しくなって、1 時間走ったら 2~3 つの県を過ぎてしまうのは、廃藩置県のときの地区割りをそのまま使っているから。だが、それを変えるということはほとんどやらないで来ている。

土砂災害も、昔は山の中に人は住まなかったが、最近は住んでいる。環境が変わった、しかし法律は変わらない、システムも変わらないということで、いわゆる開放系になる。 災害のときには、進行形に対する切った貼ったの場合と復旧系の場合がある。同じ進行形でも、いわゆる水災害の水位というバロメーターで見えるものは案外とみんな動く。しかし、土砂災害というのは見えず、突然どんと来るから、さっき言った開放系になる。そういうものに対する手当てが遅れてしまっている。

自衛隊の経験でいうと、災害で人がいなくなったときに、まず村長さんが水防団とかを使って山探しをする。だめだと警察が出てくる。警察でもだめだと自衛隊が出てきて、ヘリで探すとすっと見つかるが、大概亡くなっている。人の命にかかわるときは、国にもある程度の関与をする権限を与えておけばよい。

芋川の場合は、もっと早く自衛隊に要請があって、ブルドーザーを分解して入れていけば、機材の搬入というのはそんなに難しい話ではない。これは国だとかこれは県だとか、そういう自縄自縛的なことはやめたほうがいい。国にもある程度の権限を与えておくということが重要。そういうブルドーザーを 5 つに分けて、2~3 時間で組み立ててやるということは国の組織以外できない。

世の中変わっているのだから、廃藩置県のときとか戦争が終わったばかりのときとかから脱却して、法体系も救助体系も全部やる。土砂災害の開放系の場合は、どんと起こったときにどう対応するのかということになると、そんなノウハウは地方にはない。

【意見】市町村も県も国も、いざという時には一斉に現場に入っていく。当然、入った時にちゃんと一元化できるような仕組みを作っておかなければいけないが、みんなが入っていくというのは賛成。

一昨年の台風 23 号の際、43,000 人の市民に対して避難勧告を出して、わずか 3,800 人しか逃げなかったという経験を持っているが、あの時のことを考えると、専門家がそばにいてくれればと切実に思った。

国交省から水位の予測が伝えられたが、私は国交省がそうした予測をすることすら事前に知らなかった。一体、国交省の水位予測を信頼して避難勧告を出して良いものかどうか随分迷った。

その後、10月20日の夜中に堤防が決壊し、2日間必死で人命救助にあたることになった。実は21日の朝に消防庁から専門家を派遣しようかという打診があったが断っていた。それは、被害を過小に評価した、あるいは過小に評価しようとする傾向が自分の中にあったのではないかと非常に反省している。ところが、消防庁からは消防大学校の副校長が21日の午後に、まさに「勝手に」やって来て、私のそばにいてくれた。これは、かなりの精神安定剤になった。各地から消防の応援隊が来るが、どのように統一的に指揮をとるのかというアドバイスは非常に的確なものだった。とにかく「さっさと来てもらう」ということは、あの時のことを考えると大変良かった。

災害心理学の本には「人は逃げないのが当たり前」とあるが、当時の私にとっては全然「当たり前」ではなく、逃げろと言えば逃げてくれるものだと思っていた。恐らく、ほとんどの市町村がそう思っている。「人は逃げない」ということと同じ心理が、実は自治体のトップに起きる。つまり、被害を過小に評価して、自分たちで何とかできるのではないかと考えてしまう。当時消防庁はヘリコプターから全体を見ていて、とんでもない事態だということがわかっていたから押しかけてきた。この「押しかけ的に行ける仕組み」をきちんとつくっていくということはとても大切なことだと思う。

水害で河川の水位が上がってくるような場合は、市の職員にも経験があって何とか対処できるが、土砂災害については全くわからず、とりあえず逃げている。数日経って、このまま避難所にいていただくのか、帰っていただいていいのかの判断が全くできない。市の中には砂防課の職員はいないし、県には砂防工事に係わっている人間はいるが、いざ災害

という時の土砂災害対策に係わっている人はほとんどいない。そこで、国交省と県の職員、OBにお願いして一つひとつ危険度を判定していただき、避難勧告を継続するもの、新たに避難勧告を行うもの、あるいはもう帰っていただいても良いとするものを判断した。さらにひと月くらい経つと、避難所生活も長くなって悲鳴が上がってくるため、ではどういう対策をすれば帰ってもらえるかを判断するために、また外から来ていただいた。大きな自治体は別だろうが、市町村にはそうした判断ができる人間は基本的にいないので、判断できる人たちが適切に対応できる仕組みをつくらなければいけない。

台風が去った、あるいはひとたび土砂が崩れたがまだ危険があるかどうかわからないというような場合には、いろんな人に入っていただいてやれるのだろうが、まさに災害の最中、つまり台風がどんどん近づいてきて、進路に合わせて被害をもたらしながらやってくる、何が起こるかわからないというような場合には、やはり市町村長しか判断する人間はいない。したがって、その仕組みは残さないといけないし、市町村長にその能力がないとすると、危機管理研修なりをして能力を上げるということをやらざるを得ない。

たとえば、避難勧告をしなければいけないのに知事や市町村長が動かないとした時に、 国交省はそれを住民に伝える媒体を持たない。実際に住民に伝える媒体は市町村が圧倒的 に強い。したがって住民を本当に動かすことのできる発言力を持っている市町村に権限を 置いておかないといけない気がするし、判断を適切に行うことができる人間が違うとする と、その辺りを整理しておく必要がある。

今年の梅雨前線の時に1,400人に避難勧告を出した。中でも土砂災害は即座に命に危険が及ぶため絶対に逃げていただかないといけない。そこで、市の職員と消防団員と区長が一軒一軒をまわって逃げていただいたが、これをやれるのはやはり市長だ。普段からコミュニティとのつながりを持っていたり、要領良くやれるのが市町村長なので、そこを生かすような仕組みはきちんと持っておかないといけない。

(3)委員提案

委員より、提案資料の説明が行われた。

- ・ 国と地方の関係について、だれが行ったのか、どんな権限があるのか、どんな責任があるのかを書かなくてはいけない。砂防法はそういうこととは全く違う法律なので、土砂災害防止法。
- ・ 感染症の話が先ほどから出ているが、その 3 条に国の責務と地方公共団体の責務が明確に書いてある。このように土砂法もきちっと書くほうがいいということで書いてみた。特に 2 項は、国と地方公共団体は相互連携をする必要がある。それから、国の責務は、ひとまず保有する資機材の提供をする、職員の派遣をする、どんな職員かというのはあとで決めればいいと思うが、情報の収集と研究をする、資機材の開発をする、監視のための体制を整備する、広域的な連携を確保する。地方公共団体に対しては、必要な技術的及び財政援助を与えることを規定しておくというふうに決めたほうがいいのではないか。
- ・ 特に必要な資機材の開発というのは、例えば排水車はあるが、排土車はない。下しか照らす ことのできないような投光機はあるが、砂防というのは上のほうを照らさなくては意味がな い。この土砂災害に対しての資機材の開発の研究は必要。
- ・ 砂防関係の事務所の現行の組織規則は、砂防工事及び地すべり防止工事しか書いていない。 それに対して、各地方整備局の技術事務所組織規則を見ると、色々なことが書いてある。な おかつ河川事務所組織規則は、「改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報」 と書いてある。色々な範囲をきちっと書いてあるが、少なくとも我々が議論しているような 項目はできないということで、この組織規則を変えないといけない。特に砂防の案は、土砂 法の改正案に照らして、情報収集、研究、資機材の提供、開発、派遣等を書いたらどうか。
- ・ 河川の事務所は、流域単位で直轄の事務所と県の事務所を見ると、日本の国土面積のほとん どを網羅しているといってもいい。したがって、この組織規則でどこにでも出かけられると いうか、できるはずだが、砂防の直轄事務所は、全国土面積あるいは山地面積の10分の1に も満たないので、当然大規模災害時に自分の守備範囲から外に出られるような改正をしない とできないだろう。
- ・ 大規模土砂災害を規定しておかなければならないが、やはり地震、これは国の指定した大規模地震、その他の地震が予想されているが、このなかの土砂災害はなんとしても危機管理の対象にしないといけない。山古志のようになる。それから天然ダム、これの予想箇所は、過

去日本中歴史のあるところは全部と言ってもいいわけで、どこでも起こるという想定をしないといけない。3番目の同時多発型土砂災害は、土砂災害危険箇所の分布しているところ全部だと言ってしまえばそうだが、本当に市町村あるいは県が困るのは同時多発型。なおかつ、最近はリゾートもあるので、火山地域をどう入れるかという危機管理体制も必要。

- ・ こういう法律改正から組織令から、そしてどんな災害をどうやってやるかということまでき ちっと決めてやっていただきたい。同時に、生活安全や国民保護というような観点でいけば、 自然災害バージョンの一つなので、早くこれをやらないとまた忘れられていくのではないか。 早くスタートしたほうがいい。
 - 【意見】一昨年初めて避難勧告を出したとき、これほどの増水は見たことがないということでな かなか避難をしてくれなかった。これについては本当に困り、自主防災組織の問題もある が、普段からの避難訓練が非常に大事だということをそのときつくづく思った。

特に、情報の伝達については、私どもの地域では、防災行政無線が屋外、屋内ともに整備されているが、屋外については、台風時等、豪雨のとき全く通用しない。

一昨年は自分の生の声で、土佐町長ということで放送したが、責任ある立場の者が放送 すれば、町民もかなり言うことを聞いてくれる。

医療機関との防災の協定が非常に大事。

ニュースで豪雨なんかのときに、これまでに最も災害の発生しやすい状況だというようなことをアナウンスするが、台風のたびに言われるので、どうもマンネリ化している。

【意見】地震による土砂災害は、大雨による土砂災害とは異なる。一つは、まず突発であること。 中越地震のときの山古志のように同時多発になってしまう。しかも地震による土砂崩壊と いうのは尾根の部分とか、がけのふちのところから起きる、ということは非常に土砂の量 が多くなるということなので、その点雨による土砂災害とは異なっている。

中越地震で言えたのは、やはりああいうことが起きてしまうと、それぞれの集落が物理的に孤立をしてしまう。山古志村のように物理的孤立だけでなく、情報孤立までしてしまって、1日以上も山古志で何が起きているのか周りからつかむことができなかった。

日本の国土は 70%くらいは山地であり、山地というのは大体活断層の走っているところが多いわけなので、そういう断層がいつかは動いて直下の地震を引き起こすということになると、山地災害に対する危機管理というのをどのように進めていくのかというのが非常に重要。

しかもそういう山地には山村が点在していて、高齢者が取り残されているという問題があるので、山村に取り残された災害時要援護者に対する危機管理を真剣に考えていかなければいけない。

地震防災は、どうしても都市のほうに偏重しがちだが、国土の7割が山地であることを考えると、山村というものを忘れられた社会にしてはいけない。

- 【意見】いわゆる砂防の範囲内だけで提言をしてしまうというのではなくて、少し踏み出した、 法律的にも守備範囲的にも超えているものも含めて提言したほうがいい。最終的にまたそ れを受け取って、その次のアクションというのはまた別のこと。
- 【意見】原子力災害のオフサイトセンターというものがある。これは災害の挙動が分からないから、原子力物理学者から、電力会社から、村長さんからみんな来て知恵を出し合っている。有珠山のときもそうだが、北海道にもかなり火山があってもこちらから行くというような、砂防オフサイトセンター(原子力災害対策特別措置法第 12 条「緊急事態応急対策拠点施設の指定等」参照)的なガイドもいい。
- 【意見】砂防の世界から言うとすべてなあなあで出来てきた。その時代は過ぎて、やはり法律なり規則なりできちっとできるようにしておかないとだめ。今回の現地視察の場所でも、前知事はあれだけの災害のときに国交省からの人の派遣を断った。法律上きちっとしておかないとできなくなる。国交省はそのくらいの危機管理を持つべきである。
- 【意見】国民保護法のことであるが、本来日本が国防上の危機に直面したとき、国民を本当に守

ろうとしたら、権利を制限し、義務を加重するということが必要であるのに、国民は守られるべきもの、都道府県知事は守る立場という、実に幻想的な世界を作ってしまった。復興復旧という段階になれば別だけれども、危険度が高い災害が進行している段階では、勝手なことをしたら危険なのだということをキッチリと教えて、あまり私権を主張させないような制度を用意する必要があるのではないか。国民保護法は、災害対策基本法を下敷きにしたものだが、災害対策基本法自体が、守られるべき地域住民と、それを守る都道府県知事という仮想のうえに成り立っている。

なお、天災ということで印象的であったのは、有珠山の噴火のあと、有珠山のホームドクターと呼ばれる北大の岡田弘教授から、噴火は地球の息吹、地震は地球の鼓動、洞爺湖も温泉もいずれも火山活動があったからあるもの、災害は一時、恩恵は長く享受出来る、取りわけ有珠山は一度噴火したら 20 年くらいは噴火しない正直な火山だという話を聞いた。同じように棚田は地滑りのあとに出来るもの、豊かな地味をもたらすと聞いた。山古志村もおなじことと知った。このような認識をもつことも大切ではないか。

- 【意見】土砂災害予防、又、地すべり対策については、砂防堰堤なり排水ボーリングが本当に効果を発揮されている。直轄で事業をやるにしても県の裏負担が伴うというようなこともあり、財源不足である県としてはなかなか頭が痛い。人の命を守る、あるいは国土保全の意味から、県の裏負担の問題ではない。もう少し国のほうも、総務省あるいは財務省あたりに認識を持っていただきたい。国交省ともども横の連携をとってもらい、国土の保全であるということを念頭において、積極的な対応をお願いしたい。
- 【意見】国交省に知見があるということで自信を示していただいて、うれしい。あまりそういう 姿勢がみられなかったと思うので、ぜひ自信をもって頑張ってもらいたい。

この委員会では、結構 1 つの方向で話がでているが、反対する方々や省庁もあるので、制度設計のときに留意していただきたいのは、1 つは組織適性ということ。都道府県と国と市町村、それぞれ役割が違うので、それぞれがハーモナイズしてうまく動いてくれるということが国民にとって一番大きな利益になるので、組織適性とは何か、きれいごととしての分権でなく、そこをまず踏まえてもらいたい。もう 1 つは、並行権限。要するに反対されるので、並行権限をうまくつかって、国なら国、都道府県なら都道府県で、最終的にそこがバッティングしたときにどうするかというところを書いておけばいい。スキームをつくるときは、テクニカルに対応してもらいたい。

(4)その他

事務局より次回以降のスケジュールの確認が行われた。

第3回検討委員会:1月25日15:00~17:00

第4回(予備)検討委員会:2月15日17:00~19:00 第5回(予備)検討委員会:3月20日15:00~17:00

3. 河川局長挨拶

どうも長時間ありがとうございました。非常にいい議論をお広げいただきまして大変ありがとうございます。いろいろな経験実績を踏まえて、国民の生命、財産を守るための仕掛けをきちっと整理するという時期に来ていると私自身思っています。引き続きご指導をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

4. 閉会の挨拶

事務局より閉会が宣言された。

以上